

防災訓練実施結果報告書

KA (D) - 2 5 0 2 0

令和 7 年 5 月 1 5 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 3 番 5 号

氏名 原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 東海事業所 茨城県那珂郡東海村村松 3 1 3 5 番地 4 1	
防災訓練実施年月日	令和 6 年 1 2 月 1 7 日	令和 6 年 7 月 8 日～ 令和 7 年 1 月 2 4 日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	震度 6 弱の大地震に伴う核燃料 物質の漏えいにより、原子力災 害対策特別措置法第 1 5 条の原 子力緊急事態に至る原子力災害 を想定。	別紙 2 のとおり。
防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練
防災訓練の内容	(1) 避難誘導訓練 (2) 緊急対策本部活動訓練 (3) 通報訓練 (4) モニタリング訓練 (5) 応急措置（収束措置）訓練 (6) 救護訓練 (7) プレス対応訓練	(1) 通報訓練 (2) 救護訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 応急措置（収束措置）訓練 (6) プレス対応訓練 (7) その他必要と認める訓練
防災訓練の結果の概要	別紙 1 のとおり。	別紙 2 のとおり。
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙 1 のとおり。	別紙 2 のとおり。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本防災訓練は、原子力事業者防災業務計画第2章第7節1項に基づき実施したものである。

1. 防災訓練の目的

原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を発揮できるようにするため、原子力緊急事態を想定した防災訓練を実施し、事故対応能力の強化を図ることを目的として実施した。

なお、本訓練での訓練目的を達成するための主たる検証項目を以下のとおり設定し、評価者が用いる「原子力防災訓練評価シート」にこれらの検証項目を反映し、達成度を評価した。

- ① E R C への確実な情報共有（情報の整理、速やかな報告）
- ② 対策本部の早期立ち上げ
- ③ 対策本部の確実な情報共有
- ④ リエゾンからの適切な情報提供
- ⑤ E A L の迅速かつ的確な判断
- ⑥ 事故収束に向けた的確な指示
- ⑦ 隣接する東海第2発電所が全面緊急事態に至った場合の事態の情報共有の在り方、全面緊急事態発生時の応急対策の在り方

2. 実施日時及び対象施設

（1）実施日時

令和6年12月17日（火） 13時30分～16時10分

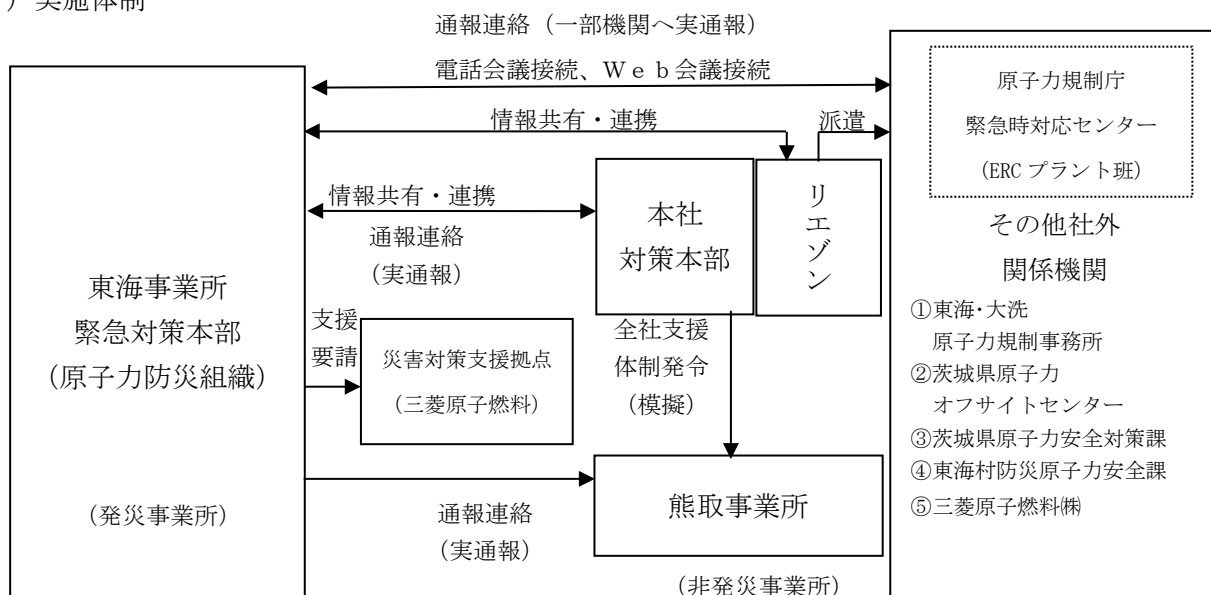
（2）対象施設

原子燃料工業株式会社 東海事業所

- ・安全管理棟（緊急対策本部及び警備員詰所）
- ・加工工場（発災想定建屋）

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

本社及び熊取事業所から3名、事業所内評価者2名の計5名体制とし、緊急対策本部及び加工工場（発災想定建屋）周辺を中心に配置し、訓練の達成目標を踏まえ、あらかじめ定めた「原子力防災訓練評価シート」に基づき評価を行った。

(3) 参加人数

参加人数：プレーヤ84名（コントローラ5名、リエゾン3名を含む）

協力会社員等29名（コントローラ2名を含む）

参加率：99%（参加者84名（防災組織要員）／訓練計画人数85名（防災組織要員））

評価者：5名

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条事象及び第15条事象に至る原子力災害を想定した。詳細は以下のとおり。

(1) 訓練形式

- ・シナリオ非提示型（一部開示）。
- ・現場と緊急対策本部との連携訓練。
- ・訓練途中での時間スキップなし。

(2) 訓練想定

1) 前提条件

- ・ 平日昼間を想定する。
- ・ 加工工場内の給排気設備は稼働しているが、焼結炉及び生産設備は停止中。なお、廃棄物処理棟及びHTR燃料製造施設の給排気設備の稼働状況は当日の状況に従う。
- ・ 天候、風向、風速等の気象状況は、当日の気象観測データ（実測値）に基づく。

2) 起因事象

震度 6 弱の発生を起因事象とする。

3) 想定事象

- ・ 新規工事の実施に当たり、加工工場 原料貯蔵室VIにおいて、溶接作業中に震度 6 弱（警戒事態（AL）該当事象）が発生。
- ・ 原料貯蔵室VIの棚から、粉末貯蔵容器が落下し、蓋が開放、ウラン粉末が床に飛散。
- ・ 原料貯蔵室VIで火災発生、溶接資機材の 1 つであるアセチレンボンベ及び酸素ボンベが爆発。
- ・ 爆発により、非常口（鋼製扉）から、床に散乱したウラン粉末が屋外に放出。原災法第 10 条通報 施設敷地緊急事態 SE05：（火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出）
- ・ 室内の圧縮空気等の漏えいにより屋外へのウラン粉末の放出が継続。全面緊急事態 GE05：（火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出）となる。
- ・ 東海第 2 発電所が同タイミングで施設敷地緊急事態、全面緊急事態となる。

(3) 訓練実績概要 ※シナリオ非提示型（一部開示）

時 刻	事 象
13：30	・ 地震発生、東海村震度 6 弱 ・ 避難指示（所内一斉放送）
13：34	・ 対策本部立上げ（先行立上げ：情報第 1、総務広報）
13：35	・ 負傷者発生（屋外）
13：38	・ 緊急対策本部設置
13：43	・ 負傷者のサーベイ、鼻スミヤ結果、汚染なし
13：46	・ ライフラインの状況連絡（道路情報、停電情報（村内全域停電中））
13：49	・ 原料貯蔵庫VIの屋外にウラン粉末の漏えい発生。
13：49	・ 本社からリエゾン 3 名を派遣
13：51	・ FAX 送信【第 1 報】警戒事態該当事象発生連絡（震度 6 弱）

13 : 51	・ 原料貯蔵室Ⅵで火災警報が発報、爆発発生
13 : 54	・ 爆発により屋内外へウラン粉末が飛散
14 : 02	・ オフサイトセンター派遣者からの連絡 ・ 東海第2でSE22事象
14 : 12	・ 屋外のダストサンプラによる空气中放射性物質濃度の測定が完了 ($8 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$) 14:10 に $8 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$ に到達。特定事象評価シートに基づいて説明
14 : 13	・ 原子力防災管理者（本部長）SE05と判断
14 : 15	・ FAX送信【第2報】警戒事態該当事象発生後の経過連絡
14 : 18	・ オフサイトセンター派遣者からの連絡 東海第2のSE事象継続
14 : 20	・ 屋外の空气中濃度の経過報告 現在、 $1 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ で上昇中 10分以内にGE05になる可能性あり
14 : 30	・ 14:28の時点で、 $8 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ を計測 特定事象評価シートで説明→GE05に該当
14 : 31	・ 原子力防災管理者（本部長）GE05と判断
14 : 31	・ オフサイトセンター派遣者からの連絡 14:30 東海第2でGE22
14 : 33	・ 屋外の高圧ガス貯蔵エリアでガス漏れが発生
14 : 34	・ 本部長による屋外作業についての注意喚起、ガス漏れ対応の指示
14 : 34	・ 環境モニタリングの結果 原料貯蔵庫Ⅵの扉前、3m×5mの範囲で (5Bq/cm^3) の汚染が確認
14 : 35	・ FAX送信【第3報】原災法第10条通報
14 : 41	・ 高圧ガスエリア水素ガス元バルブ閉
14 : 41	・ 加工工場の給排気設備と圧空を停止
14 : 49	・ 屋外の空气中濃度の途中経過を報告 14:48 現在 ($8 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$) 線量低下傾向
15 : 00	・ 屋外での空气中濃度の途中経過 15:00 時点で ($8 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$) で、低下がみられる
15 : 07	・ 屋外、屋内ともに放射性物質の回収を完了 飛散した粉末貯蔵容器は1缶、濃縮度3.90%、正味重量は24.5kg 回収したウラン粉末は、屋内(23.5kg)、屋外(1.25kg 砂等を含む)
15 : 08	・ FAX送信【第4報】原災法第25条報告 応急措置の概要報告
15 : 12	・ 屋外の空气中濃度の測定結果： $(4 \times 10^{-10} \text{Bq/cm}^3)$ で通常値 外部線量の値：1 $\mu\text{Sv/h}$ 未満

	表面密度：検出感度未満、(除染後の3カ所のサンプリング(屋内、屋外))
15:13	・ウラン粉末の回収は完了し、除染した箇所の汚染はないことを確認 空気中濃度も通常値 ・原子力防災管理者(本部長) S E 0 5、G E 0 5 は収束したと判断
15:40	・F A X 送信【第5報(最終報)】原災法第25条報告 応急措置の概要報告
16:10	・訓練終了(模擬記者会見終了)

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 緊急対策本部活動訓練
- (3) 通報訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 応急措置(収束措置)訓練
- (6) 救護訓練
- (7) プレス対応訓練

7. 防災訓練の結果及び評価

「1. 防災訓練の目的及び達成目標」、「6. 防災訓練の内容」に示す各訓練項目の結果及び評価は以下のとおりである。本文中の「検証項目①～⑦」は「1. 防災訓練の目的の検証項目」、[改善点(番号)]は「9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(対策)」の事項番号を示す。

(1) 避難誘導訓練

[結果]

- a) 13時30分の震度6弱の地震発生後、「事故対策基準」に基づき、原子力防災管理者の指示により放送設備を用いて一斉避難指示を実施した。避難場所参集後、在所者全員の点呼を行い、負傷者1名を確認し、13時36分に全員の安否確認を完了した。
- b) 工務係は、震度6弱の地震発生後、「地震後の施設・設備点検」に基づき、建屋の健全性を確認した。

[評価]

- a) 原子力防災管理者は震度6弱の地震発生後、直ちに一斉放送で避難場所への誘導指示を行い、在所者全員を指定避難場所に集合させることができたことから、避難誘導及び点呼の対応について習熟が図られていると評価する。

なお、地震発生が無い場合の異常事態、非常事態による特定事象(S E, G E)が

発生した場合には、「原子力事業者防災業務計画」に基づき、原子力防災管理者は緊急時態勢を発令し、直ちに緊急対策本部を設置する運用である。

- b) 地震発生に伴い、緊急時活動に必要とする重要な建屋（緊急対策本部）の健全性について、速やかに確認し報告することができた。その後、各建屋、設備について健全性を確認できたことから、地震後の施設・設備点検の対応が定着しているものと評価する。

（２）緊急対策本部活動訓練

〔結果〕

- a) 情報第 1 係は、一斉避難後にいち早く安否報告を行い、13 時 33 分に先行して対策本部を立ち上げることができた。
- b) 原子力防災管理者は、震度 6 弱の地震発生後、「事故対策基準」に基づき、警戒事態の EAL を判断し、防災組織要員を招集し緊急対策本部を設置した。
- c) 原子力防災管理者は、放管係が提示した可搬式ダストサンプラによる空气中放射性物質濃度の指示値をもとに、「原子力事業者防災業務計画」に基づき、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）を判断した。
- d) 原子力防災管理者は、「原子力事業者防災業務計画」及び「東海事業所防災組織」に基づき、事象進展を踏まえた状況の把握及び戦略の決定を実施し、応急復旧処置の現場対応への指示を行った。
- e) 各係長は、「東海事業所防災組織」に基づき、原子力防災管理者の指示を受け情報の収集を行い、COP や現場写真を用いるなどの報告資料に整備し、書画で投影し大型スクリーンにより対策本部内で報告した。
- f) ERC との Web 会議接続時に障害が発生し、電話による情報共有及び Web 会議復旧後に書画装置により情報共有を行った。
- g) ERC 対応者は、「ERC 対応者マニュアル」に基づき、ERC へ事故発生、事故収束活動等、COP を活用し書画により情報共有を実施した。
- h) リエゾンは、リエゾン対応者から提供された資料を通番管理し ERC へ抜けなく速やかに提供した。
- i) 副原子力防災管理者（環境安全部長）は、「ERC 対応者マニュアル」に基づき、第 10 条確認会議、第 15 条認定会議に出席し、特定事象発生に対する EAL の判断根拠、応急対策、収束見込みや今後の対応等について説明した。
- j) 原子力防災管理者は、適時ブリーフィングを実施し、事象の発生状況、進展状況、対応状況等について緊急対策本部で情報共有した。
- k) 原子力防災管理者は、屋外のガス漏れ発生に伴い、工務係にガス漏れ確認及び処置を指示した。また、屋外作業員（放管係、除染係）の対応についてブリーフィングにより注意喚起を行った。
- l) 原子力防災管理者は、東海第 2 発電所の発災情報についてオフサイトセンター派

遺者から情報を収集し、事業所活動について全防災要員に指示した。

- m) E R C 対応者は、E R C へ東海第 2 の発災状況、N F I 屋外活動の継続について説明した。

[評価]

- a) 昨年までは人員掌握後に対策本部を設置する運用とし時間を要していたが、事象発生後早急に対策本部を立ち上げることができたことから、緊急事態における運用が改善されたと評価する。【検証項目②】
- b) 原子力防災管理者は、震度 6 弱の地震発生後、速やかに警戒事態の E A L を判断し緊急対策本部を設置できたことから、緊急事態における対応が定着しているものと評価する。
- c) 原子力防災管理者は、放管係から可搬式ダストサンプラによる空气中放射性物質濃度計測値 (S E O 5, G E O 5 に相当する数値) の報告により施設敷地緊急事態、全面緊急事態であることを速やかに判断し、滞りなく対応できたものと評価する。
【検証項目⑤】
- d) 原子力防災管理者は、各係からの情報により発災事象の確認を行い、事象収束へ向けた現場対応への指示を適時的確に実施することができ、防災組織の活動を統括できていたと評価する。【検証項目⑥】
- e) 対策本部内では作成した資料を書面で投影し大型スクリーンで報告したことで、わかりやすく確認でき、情報共有が十分図れていたと評価する。【検証項目③】
- f) E R C との W e b 会議接続ができない状態で電話による情報共有が行われ、W e b 会議復旧後も書画装置を活用し、情報共有を行った。また、書画装置が映らない事象が発生したが、速やかに代替機に切替え継続して説明できたことは有効であったと評価する。さらに、速やかな情報提供のため要素訓練を通して備え付け資料の活用について、練度向上を図る。【検証項目①】
- g) E R C 対応室は、全ての資料を報告することができなかった。【検証項目①】【要改善点 N o . 3】
- h) リエゾンは E R C へ抜けなく速やかに情報提供することができ、適切な対応であったと評価する。【検証項目④】
- i) 第 1 0 条確認会議、第 1 5 条認定会議において、副原子力防災管理者（環境安全部長）は、E A L の判断根拠、応急対策、収束見込みや今後の対応等について適切に説明できたと評価する。
- j) 原子力防災管理者は、適時ブリーフィングを実施し、対策本部内で情報共有を行い、的確に統括できていたと評価する。【検証項目③】
- k) 原子力防災管理者は、屋外活動の影響を判断し、ガス漏れ処置の対応について迅速に指示し、他の屋外作業（環境モニタリング、除染作業）について注意喚起を行い安全な作業ができたことから、的確な判断・指示ができたと評価する。【検証項目⑥】

- 1) 原子力防災管理者は、東海第2発災状況について対策本部で検討し、全防災要員へ情報の共有・指示ができたことから、同時発災時の緊急事態対応についての的確に判断できたと評価する。【検証項目⑦】
- m) E R C対応者は、東海第2の事象の程度や状況、屋外作業への影響などについて十分な説明ができなかった。【検証項目⑦】【要改善点No. 2】

(3) 通報訓練

[結果]

- a) 情報第1係は、「原子力事業者防災業務計画」及び「支援組織の活動要領」に基づき、震度6弱の地震の発生に伴い、指定様式により警戒事態（AL）に至っていることを関係機関へ連絡した。（事象発生後：21分でFAX送信）
- b) 情報第1係は、「原子力事業者防災業務計画」及び「支援組織の活動要領」に基づき施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）について、指定様式により第10条通報を連絡し、適切なタイミングで第25条報告を関係機関へ報告した。

[評価]

- a) 情報第1係は、先行して対策本部を設置し体制を整え、関係機関へ問題なく通報することができた。しかし、PCの不具合対応により目標時間（15分以内）に送信することができなかったことから、不具合発生時の対応について練度の向上を図る。
- b) 施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）の判断後、目標の15分以内に第10条通報のFAX送信をすることとし、SE05のFAX送信準備中にGE05に該当し、GE判断4分後に第10条通報を同時に送信した。また、E R C対応者はSE05、GE05どちらにおいても2分でE R Cプラント班へ報告ができていた。その後、適切なタイミングで第25条報告により、応急措置の策定及び実施について関係機関へ報告ができたことから、通報連絡における対応が定着していると評価する。

(4) モニタリング訓練

[結果]

- a) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、モニタリングポスト、及び気象観測データ等の値を用いて環境への放射線影響範囲の評価を実施した。
- b) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、発災現場の放射性物質漏えい地点について、汚染密度測定用α線サーベイメータを用いて汚染範囲を特定した。また、その近辺に可搬式ダストサンプラを配備し、空気中の放射性物質濃度の測定を実施し、放射線量の影響評価を行った。
- c) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、敷地内及び敷地境界周辺をα線サーベイメータで表面汚染密度を測定した。また、電離箱式サ

ーベイメータで空間線量を測定し、外部への影響のないことを確認した。

〔評価〕

- a) 放管係は、緊急対策本部で放射線に関する測定値を監視し、常時表示することで情報共有を行い、放射線影響範囲の評価ができたことから、モニタリングの対応が定着しているものと評価する。
- b) 放管係の現場におけるモニタリングの実施については、空気中の放射性物質濃度の測定、地表面の汚染の有無を確認できたことから、測定に係る操作が定着しているものと評価する。しかし、放射線測定器、測定場所、測定方法についての報告がなく改善が必要である。【要改善点No. 1】
- c) 放管係は、敷地境界周辺からモニタリングを行い、周辺環境への影響がないことを確認することができたことから、測定に係る操作が定着しているものと評価する。

(5) 応急措置（収束措置）訓練

〔結果〕

- a) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、適切な保護具を着装し、当日の気象条件に基づく放射性物質の拡散予想及びモニタリング結果から放射線測定を実施し汚染範囲を特定した。
- b) 技術係は、ウラン漏えいに伴い「防護措置立案要領」に基づき、事故収束戦略を立案し防護措置を示した。
- c) 工務係は、「給排気設備取扱標準」に基づき、適切な保護具を着装し、屋外への放射性物質の追加漏えいを防止するため、加工工場の外扉を目張りした。
- d) 工務係は、発災現場周辺で発生した水素ガス漏れにより、二次災害防止及び防護措置阻害対応のため「重大事故に至るおそれがある事故の初動作業手順」に基づき、ガス漏れ処置を完了させた。
- e) 除染係は、「ウラン飛散・漏えい時の処置」に基づき、適切な保護具を着装し、汚染範囲の推定結果に基づき、放管係と連携しウラン回収及び除染作業を行った。

〔評価〕

- a) 放管係は、当日の気象条件を考慮し、適切な人員を配置することで汚染範囲を特定できたことから、モニタリングの結果による評価が定着しているものと評価する。
- b) 技術係は、可搬式ダストサンプラの指示値上昇後、速やかに状況確認を実施し、事故収束戦略を立案し、緊急対策本部内で報告していることから、事故収束戦略の対応が定着しているものと評価する。
- c) 工務係は、加工工場外扉の目張りを実施し、隙間なく完了することができたことから、汚染拡大防止措置の対応が定着しているものと評価する。
- d) 工務係は、水素ガス漏れ処置対応を実施し二次災害防止及び防護措置阻害対応ができたことから、非常時の対応能力は向上している。

- e) 除染係は、ウラン回収及び除染作業ができたことから、除染作業の対応が定着しているものと評価する。

(6) 救護訓練

[結果]

- a) 救出救護隊は、広域災害により救急車が出動できない状況下で、「救護・消火係の活動標準」に基づき、屋外で発生した負傷者 1 名の救護を実施した。
- b) 救出救護隊は、「非常時対応マニュアル」に基づき、緊急対策本部に対して負傷者の状況や応急処置等の内容を報告した。

[評価]

- a) 救出救護隊は、公設救急車が出動できない状態で、負傷者の応急処置を適切に行うことができ、事業所内での対応が定着しているものと評価する。
- b) 救出救護隊は、負傷者の容態を緊急対策本部へ適宜連絡できたことから、情報共有する仕組みが定着しているものと評価する。

(7) プレス対応訓練

[結果]

- a) 原子力防災管理者は、「支援組織の活動要領（総務広報係の活動）」に基づき、特定事象発生後にプレス対応者を選出し、記者会見会場（模擬）に派遣した。
- b) 総務広報係は、プレス発表資料の作成、並びに事象の進展や事象収束に向けた活動内容等のプレス発表に当たり、「支援組織の活動要領（総務広報係の活動）」に基づき、必要となる情報について、プレス対応者に対して、適宜、情報共有を行った。
- c) プレス対応者は、「メディア対応マニュアル」及び「記者会見対応教育資料」に基づき、プレス発表資料により、口頭発表及び質疑応答による記者会見（模擬）を実施した。
- d) 総務広報係は、「メディア対応マニュアル」に基づき、模擬ホームページを開設し、作成したプレス文を掲載した。

[評価]

- a) 原子力防災管理者は、特定事象発生後にプレス対応者を選出し、定刻までに記者会見を実施できたことから、外部への影響等を公表する対応が定着しているものと評価する。
- b) プレス対応者は、説明資料を先行的に準備し、記者からの質問に関しては補足の説明も含め丁寧な説明ができたことから、プレス対応は適切にできたと評価する。
- c) 外部への影響評価、ウランの危険性、その他の質問等に関して、全て回答することができたことから、外部への影響等を公表する対応が適切にできたと評価する。
- d) 総務広報班は、模擬ホームページによる情報発信を適切に行ったことから広報に関わる活動が有効に機能しているものと評価する。

8. 前回訓練時の要改善点への取組結果

前回総合訓練（令和5年12月12日）における要改善点への取組結果は以下のとおり。

No.	前回の総合訓練において 抽出した要改善点	取組状況
1	【緊急対策本部活動】 E R Cに報告すべき内容が整理されず断片的な報告であった。また、戦略の実績報告についてE R Cへの情報共有が遅くなった。	【改善】 (1) C O P作成時は対策本部内で共有（書画で投影）する運用に改善した。 (2) 戦略シートの実績記入は内容の改訂時に記入し報告する運用であったが、対策の実施状況の都度記入し報告する運用に改善した。 【結果】 ➤ 対策本部内では情報の共有が図れ、E R Cへ報告すべき情報は、リエゾンへ速やかに提供することができた。また、リエゾンからE R Cプラント班への情報提供は、スムーズに実施でき、対策本部とリエゾンの連携は強化された。しかし、E R C対応補助者は、対策本部から提供された全ての情報について、E R Cへ報告することを理解できていなかったことからE R C対応者に提供しなかった。 【継続】【改善点 No. 3】
2	【緊急対策本部活動】 対策本部活動において、対策本部設置及びE A Lの判断に時間を要した。また、本部内の情報共有が十分ではなかった。	【改善】 (1) 先行して対策本部を立上げる係を配置する運用に改善した。(先行立上げ：情報1係) (2) E A Lの報告・判断について、C O P 5（特定事象評価シート）を新規作成し、速やかに判断できるように改善した。 (3) 対策本部内で分かりやすく情報共有できるようにC O P及び備え付け資料を見直し、抜けなく共有するように改善した。 ・ダストサンプラの値をグラフ化したC O P 7（トレンドグラフ）の新規作成。 ・C O P 6（放射線モニタリングの状況）にダストサンプラの情報に切替えた場合の表記を追加。 【結果】 ➤ 対策本部立上げは、情報1係により速やかに立上げる（事象発生後3分）ことができた。また、C O P及び備え付け資料を見直したことで分かりやすくなり、情報共有が図れた。 【完了】7. (2) a, c, e)

No.	前回の総合訓練において 抽出した要改善点	取組状況
3	【E R C対応】リエゾンを通しての送付資料について、E R Cに要求されてからの送付になり、資料提供が遅れた。	【改善】 (1) 情報提供フローの運用を明確にし、教育を実施した。また、配布する資料において通し番号で管理する運用にした。 【結果】 ➤ 対策本部からの情報提供について、リエゾンへ抜けなく、速やかに提供することができた。また、リエゾンからE R Cプラント班への情報提供はスムーズに実施できた。 【完了】7.(2) h)

9. 今後の原子力災害対策に向けた要改善点

今回の総合訓練において抽出した要改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した要改善点
1	要改善点：測定したサーベイメータは、何を用いたか（ZnS、GM、NaI シンチ等）が分からないと正しい測定かの判断が出来ない。 原因：情報提供する測定値に関しては、使用した放射線測定器についての報告するルールがなく、説明する資料に放射線測定器を記載する様式になっていない。 対策：放射線測定値の記載のみだけでなく、使用した測定器、測定場所、測定方法を報告資料に盛り込む。
2	要改善点：東海第2発電所の事象の程度や状況について、十分に説明できず、それを考慮したNFIの対応が妥当であることをERCに理解されなかった。 原因：オフサイトセンター派遣者から東海第2発電所の情報を収集し、対策本部員、技術係及び放管係と全面緊急事態時の屋外作業について対策本部で協議し作業継続を判断した。しかし、対策本部はERCへ説明する作業継続の根拠となる情報提供の資料を作成せず、ERC対応室に口頭で伝達したため、ERC対応者は詳細な内容を説明できなかった。 対策：他事業所（東海第2等）で原災法事象が発生した際に、屋外活動の判断根拠及び活動状況についてCOPに基づき、ERCへ報告するようにルール化する。このため、他事業所の原災法事象に係る影響評価COPシートを新規作成する。
3	要改善点：リエゾンからERCへ提供された情報について、ERC対応者からERCへ必要な情報を共有できない場合があった。 原因：(1) ERC対応補助者は重要と考える情報（火災発生、線量上昇など）を優先してERC対応者に提供すればよいと考えていた。対策本部から提供された情報のうち、ERCと共有すべき必要な情報について、十分に理解していなかった。 (2) ERC対応者はERCからの質問事項への回答と、速報事象のERCへの説明に気を取られ、未報告COPがあることに気が付かなかった。 対策：ERC対応室の役割の見直し、情報管理の徹底 ・本部から提出された情報の明確化（話す内容の整理、通番管理） ・本部から提出された情報の管理（説明済み、説明未） ・質問事項の回答収集 ・速報（重要事項）の確認 これらの内容についてマニュアルに定め、教育・訓練を行うことで力量の向上を図る。

10. 総括

今回の防災訓練（総合訓練）は、中期計画（2024 年度～2027 年度）に基づき、「2027 年度には、原災法主要事象に対しシナリオ非提示型で対応できるスキルを身に付ける。」という到達目標に向け、①トップマネジメント等の意思決定能力の向上、②現場～緊急対策本部～ERC へ情報発信能力の向上、③主要事象に対してシナリオ非提示訓練への対応能力の向上を確認することができ、訓練の目的は概ね達成できたと評価する。しかし、今年度の重点課題「ERC への正確かつ迅速な情報提供」において、ERC への情報提供に課題が抽出された。今回の訓練結果を基にPDCAサイクルを回し、中期計画を見直し、防災体制の継続的な改善を図っていく。

(1) 中期計画（2024 年度～2027 年度）の①～③に対する評価

①トップマネジメント等の意思決定能力の向上

原子力防災管理者、副原子力防災管理者による本部活動は的確な判断、指示により統率され、意思決定能力が向上していることを確認した。

②現場～緊急対策本部～ERC へ情報発信能力の向上

現場から挙げられた情報について、緊急対策本部内の書画を通して情報を共有することができ、有効に機能していることを確認した。

③主要事象に対してシナリオ非提示訓練への対応能力の向上

今年度もシナリオ非提示（一部開示）訓練を行い、本部活動、現場活動ともに対応力は向上していることを確認した。

(2) 重点課題「ERC への正確かつ迅速な情報提供」に対する評価

ERC 対応室での情報管理が不十分であり ERC へ報告すべき情報を全て報告することができなかったことから、ERC への情報提供について改善を図っていく。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子力事業者防災業務計画第2章第7節1項に基づき実施した個別訓練であり、各種個別手順に対する対応の習熟が目的である。

2. 訓練実績と今後の原子力災害対策に向けた要改善点

報告対象期間中に実施した個別訓練の結果と要改善点は以下のとおり。

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
通報訓練	○通報連絡に関する事項（通報文書作成に関する注意事項、記入例、作成体制、FAX 様式の種類・送信先、記載すべき事項、添付する図表、コピー配付先、着信確認時の電話対応要領）についての教育・訓練。	情報第1係 情報第2係	令和6年7月10日 令和6年12月5日	21名 20名	【結 果】○通報文書作成時の注意点を理解し、通報連絡の手順及び機材の操作ができることを確認した。 ○前回の原災法、消防法訓練で作成したFAXをもとに、改善点を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
救護訓練	○救出や消火活動を想定しての空気呼吸器の装着訓練。 ○複数同時火災発生時の消火優先順位、初期消火時の編成確認及び消火栓を使用した放水訓練。 ○傷病者発生時の救出と応急手当の訓練。 ○担架による傷病者の搬送。	救護・消火係	令和6年7月8日	23名	【結 果】○空気呼吸器の点検項目、手順及び消火活動装備の装着手順を確認した。 ○複数同時火災時の各隊の連携と活動状況報告先について確認した。 ○消火栓の使用手順、放水時の隊員の配置、ホースの取り回し、合図の確認をした。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○救出や消火活動を想定しての空気呼吸器の装着訓練。 ○傷病者発生時の状況毎の救出と応急手当の訓練。 ○防災用テントの設営手順及び内部レイアウトの確認。 ○放射性物質漏えい時の初期消火対応の確認。 ○資機材（防災テント、非常用発電機）の運搬訓練	救護・消火係	令和6年12月3日	24名	【結 果】○空気呼吸器の点検項目、手順及び消火活動装備の装着手順を確認した。 ○傷病者の応急処置について確認した。 ○放射性物質漏えい時の手動及び必要装備について支援隊と連携の確認をした。 ○資機材保管場所からの防災テント、非常用発電機の運搬を行い、設置手順を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
モニタリング訓練	○管理区域内における公設消防との消火活動を想定し、必要な資機材の使用手法や、人体サーベイの実施方法についての教育・訓練。 ○消防署員入構時／管理区域入域時の放管対応 ○消火後の消火水の汚染確認方法	放管係 除染係	令和 6 年 7 月 9 日	11 名	【結 果】○複数同時火災を想定した人員配置、役割分担を明確にした。 ○一時的な管理区域の設定手順を確認した。 ○けが人への汚染検査対応を確認した。 ○消防署員入構時、管理区域入域時の放管対応について確認した。 ○火災事象時に使用する放射線測定器及び資機材の保管場所及び動作を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○核燃料物質の放出源や風向を踏まえたモニタリング作業の人員、装備、場所及び一時的な管理区域の設定に関する情報共有の方法についての教育・訓練。	放管係 除染係 救護・消火係	令和 6 年 12 月 10 日	16 名	【結 果】○身体除染方法、サーベイの手順を確認した。 ○環境モニタリングの手順（気象状況を考慮したモニタリング計画の策定、計画に基づいた汚染確認、空気中濃度確認等）について確認した。 ○汚染範囲の特定、一時的な管理区域の設定手順について確認した。 ○空気中放射性物質濃度の測定について確認した。 ○SE, GE 発生時の本部報告方法について確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
避難誘導訓練	○消防隊員、救急隊員の到着時における車両の誘導及び必要な情報、防護具の提供についての教育・訓練。 ○緊急避難時のゲート開放手順及び屋外における一時的な管理区域設定時の誘導方法についての教育・訓練。	警備誘導係	令和 6 年 7 月 10 日	6 名	【結 果】○公設消防の車両に対する誘導方法並びに必要な情報を提供し、必要な防護具について理解していることを確認した。 ○ゲートの手動操作及び一時的な管理区域における防護具の種類、人員配置と誘導方法について理解していることを確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
			令和 6 年 12 月 5 日	6 名	
応急措置（収束措置）訓練	○火災現場の情報を得て放水可否判断と戦略シートの作成方法の教育・訓練。 ○ウラン漏えい発生時における、戦略シートの作成及びウラン放出量の算出、公衆被ばく量の評価方法についての教育・訓練。	技術係	令和 6 年 7 月 16 日	9 名	【結 果】○放水可否判断と戦略シート作成に係る能力が維持されていることを確認した。 ○通常経路外又は通常経路からのウラン漏えいを想定した事象進展予測、戦略シート作成、公衆被ばく量評価方法を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
			令和 6 年 12 月 10 日	7 名	

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
応急措置（収束措置）訓練	○ウラン飛散・漏えい時の処置についての教育・訓練。	除染係 放管係	令和 6 年 7 月 11 日 令和 6 年 12 月 3 日	5 名 7 名	【結 果】○漏えいしたウラン回収の手順、全面マスク、タイベックスーツ着用方法を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○地震時の施設・設備の点検及び停電時の対応についての教育・訓練。 ○放射性物質漏えい時の対応についての教育・訓練。	工務係	令和 6 年 7 月 9 日 令和 6 年 12 月 2 日	8 名 6 名	【結 果】○地震時の施設、設備の点検方法について確認した。また、停電時の非常用発電機の稼働状態の確認方法について確認した。 ○給排気停止手順、外部扉の目張り方法手順を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
プレス対応訓練	○記者会見対応として必要な力量を保持するための教育・訓練。	総務広報係	令和 6 年 7 月 9 日 令和 6 年 12 月 3 日	10 名 6 名	【結 果】○メディア対応マニュアル、記者会見問答集により内容の確認を行った。また、記者会見時に説明が想定される内容について確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
その他必要と認める訓練 ・ E R C 対応訓練	○ E R C 対応者として必要な力量を保持するための教育・訓練。 ・ 原子力事業者防災業務計画、 E R C 対応者マニュアルの学習 ・ E R C 対応者教育用ビデオ視聴 ・ E R C 対応者教育資料による講習	副本部長	令和 6 年 12 月 11 日	5 名	【結 果】○ Web 接続、書画装置取扱いを確認した。 ○ C O P シート、備え付け資料の運用手順について確認した。 ○ E R C への情報提供の訓練（模擬）を実施した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
その他必要と認める訓練 ・ 後方支援活動訓練	○ 支援拠点までの資機材（ F A X 機、衛星携帯電話）運搬、支援拠点から緊急対策本部への通信確認。 ・ F A X の送受信確認 ・ 衛星携帯電話の通話確認	調達係 情報第 2 係 除染係 放管係 警備誘導係	令和 6 年 12 月 9 日 令和 7 年 1 月 24 日	5 名 5 名	【結 果】○ 資機材を支援拠点まで運搬し、 F A X の送受信確認、衛星携帯電話の通話確認を行い、緊急対策本部への連絡が問題なくできることを確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○ 原子力事業者間の支援活動 ・ 他の原子力事業所で発生した原子力緊急事態応急対策への支援訓練	放管係	令和 7 年 1 月 24 日	2 名	【結 果】○ M N F までサーベイメータを運搬し、支援活動訓練を実施した。（汚染者のサーベイ訓練） 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
その他必要と認める訓練 ・ オフサイトセンター 通信訓練	○オフサイトセンターから緊急対策本部への通信確認 ・ P Cによる e-mail 送受信確認 ・ 電話及び FAX の着信確認	情報第 2 係	令和 6 年 12 月 5 日	3 名	【結 果】○対策本部 P C と持出し P C 間で問題なく送受信できることを確認した。 ○オフサイトセンター固定電話、F A X から対策本部への送受信確認を行い問題なくできることを確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。

以上